

平成29年度 第11回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成30年2月27日（火）午後3時00分～午後4時53分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員	教育長	西 本 吉 生
	教育長職務代理者	石 橋 常 男
	委員	北 口 弘 子
	委員	中 井 薫
	委員	大 西 研 介

■ 欠席委員 0人

■ 説明員	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課長	竹 谷 正 則
	生涯学習課長	中 嶋 孝 浩

■ 事務局	教育次長	竹 谷 秀 俊
	学校教育課主事	東 浦 翼

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第34号 校長及び教頭の人事異動の内申について
- 日程6 議案第35号 相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程7 議案第36号 相楽東部広域連合文化財補助金要綱の一部を改正する要綱
- 日程8 議案第37号 和東町史編さん資料取扱規則の制定について
- 日程9 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、平成29年度第11回定例教育委員会を開会します。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。

第10回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。

議事録について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

質問等のある方は挙手をお願いします。

(各委員より無いとの声あり。)

西本教育長

ご質問等がないということですので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。

本日の議事録署名委員は、大西委員にお願いします。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(各委員より異議無しとの声あり。)

西本教育長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

次、諸般の報告、1番の前に教育次長から「特別報告」をいたします。

竹谷教育次長

「特別報告」をいたします。本年2月24日に南山城小学校のスクールバスが事故に巻き込まれたことについて報告させていただきます。

2月24日の土曜日、午前8時7分頃、南山城村北大河原辻押原、国道163号で童仙房方面から5名の児童を乗せた本校スクールバスが登坂車線を東に進みましてところ、センターラインを超えた対向車がワゴン車と衝突後、本校のスクールバスに衝突しました。相手側は、33歳男性で、死亡事故ということでございました。被害の状況ですが、本校の5名の児童が乗っておりました。6年生男子、5年生女子、4年生男子、4年生女子、3年生女子で、打ち身や首の痛みを訴え、救急車で病院へ搬送されました。検査の結果は異常なしということでございます。バスの委託をしておりましたキタモリのドライバー(運転手)の方につきましては、首の痛みを訴えて救急車で搬送され、現在、入院中ということでございます。スクールバスにつきましては、右側の前面が大破しております。事故の対応でございますが、同24日に運転者より報告を受けまして、教頭が救急車を要請しま

した。校長と駐在員が現場に急行し、校長から教育委員会の方へ連絡がありまして、学校から保護者へ連絡いたしました。救急車2台で搬送しました。それぞれ先生が同乗しております。教育委員会からは、教育長と私（教育次長）、学校教育課長、指導主事が学校で待機という形で対応をいたしました。25日の日曜日につきましては、被害者児童の状況を把握、保護者への連絡、ケアを学校からしております。打ち身や首の違和感があるが元気だということでした。26日の月曜日と27日の火曜日は、スクールカウンセラーの緊急配置ということで、京都府教育委員会へ要請いたしまして、昨日、今日とスクールカウンセラーの配置をしております。特に、事故に関わる相談というのは、現在、受けていないという状況でございます。この日は、土曜教育で、6年生を送る会の日でございました。延期ということで3月1日に改めて実施するということで、全保護者には、文書で事故の状況と延期を流しているところでございます。今後につきましては、スクールカウンセラーを中心に被害児童の心のケアを行います。あと、改めて交通安全の指導を行うとともに、シートベルト着用の徹底を目指します。以上です。

西本教育長

特に、子どもの入院とかが無かったのでよかったなと思っております。今もありましたように、身体の方はどうもないようですが、やっぱり乗用車もペチャンコでしたから、そんな状況を子どもたちは見ているので、心配なのは心の方です。その辺りのケアについては、今もありましたように、カウンセリングを行っているところです。この事故の件に関してご質問等ありますか。よろしいですか。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

1番の相楽地方教育委員会連絡協議会教育長・教育長職務代理者合同会議は、私から報告します。去る2月8日午後4時から、教育長3名と教育長職務代理者3名が集まって、来年度の体制づくりと事業計画の確認をしております。まず体制ですが、今日、配付しております別紙の平成30年度役員名簿で確認しておきます。役員等については、2年サイクルで回っております。2年間のそれぞれの役職が終わりまして、平成30年度から変わるということです。教育長部会は、会長が森永、副会長・会計は西本、会計監査が太田となります。教育長職務代理者部会ですが、これは代表だけを決めています。本年度までの2年間は、木津川市の有賀やよいさんでしたが、この代表が精華町の松本秀男さんとなります。それによりまして、相楽地方教育委員会連絡協議会の会長は、教育長職務代理者の松本委員さん、副会長が森永教育長となります。なお、山城地方教育委員会連絡協議会の方には、相楽からそれぞれの担当が分かれております。特に、平成30年度は、山城地方連絡協議会の会長が相楽に当たって来ると聞いておりますので、そこに正副会長と書いてありますが、会長に松本さん、副会長に森永さん、理事に有賀さん、幹事に石橋さんと太田教育長、それから監事が西本となります。これで2年間行きますので報告をしておきます。なお、来年度の大きな事業ですが、7月6日の金曜日、教育委員・教育長合同研修会です。例年、木津川市中央図書館で開催しております。講演を行いますので、こんな話が聞きたいというのがありましたら、考えておいてください。それから平成31年2月7日

に教育長・教育長職務代理者合同会議を行うということが決定しております。以上、私の方からの報告ですが、ご質問、ご意見ございませんか。

(各委員より無いとの声あり。)

西本教育長

ご質問等がないようですので、次、2番と3番を教育次長から報告します。

竹谷教育次長

2番、教育委員の異動についてです。現在、就任いただいております大西委員さんにおかれましては、3月末日を以って4年の任期が満了となります。新委員は、南山城村から輪番制での選出ということでございます。今回、選出いただいておりますのが、植田宏和氏。昭和46年9月9日生まれ。南山城村大字野殿小字日川谷29番地。任期は、4年でございます。3月5日開会の連合議会定例会に議案が提案される予定です。

3番、平成30年度京都府教職員の人事異動に係る事務日程です。管理職と一般職がでございます。管理職につきましては、2月23日に山城教育局から事前協議書を受け取っております。そして本日(27日)、本教育委員会で異動の議決をいただきましたら、3月1日の木曜日に内申書を山城教育局へ提出する予定です。その後、3月6日に京都府教育委員会において異動の内申が議決という予定になっております。一般職につきましては、3月9日に山城教育局から内示書を受領します。そして、同月16日に管理職と一般職の異動内示を行います。また、同日、一般職の人事異動内申書を山城教育局へ提出する予定です。以上です。

西本教育長

2番、3番の報告がありました。大西委員さんには、4年間、ご苦労様でした。ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。特にないようですので、次、4番から6番までを学校教育課長から報告します。

竹谷学校教育課長

4番、インフルエンザの罹患状況についてです。この冬のインフルエンザの罹患状況の調査につきましては、添付資料でご確認をお願いいたします。1月22日から一斉調査を開始しております。管内で最もインフルエンザによる欠席が多かったのは1月の第4週目ですが、2月中旬からは欠席者は減少しており、管内の流行は終息しております。なお、1月19日には南山城小学校で学級閉鎖を行っております。

5番、管内小中学校卒業式の出席の割振りについてです。今年度の卒業式の日程ですが、中学校は3月14日水曜日に、小学校は3月20日火曜日に執り行われます。後程、教育委員の出席の割振りについて協議をお願いいたします。

6番、管内小中学校入学式の日程案についてです。平成30年度の入学式の日程ですが、

小学校が4月9日月曜日に、中学校が4月10日火曜日に予定されております。教育委員の皆様のお出席の割振りについては、次回の定例教育委員会において協議いただきますので、ご都合の確認をよろしくお願いいたします。以上です。

西本教育長

小中学校卒業式のお出席の割振りをしたいと思います。中学校の告辞は、例年、教育長と教育長職務代理者で割り振りをしております。

(教育長と教育長職務代理者により「中学校卒業式のお出席の割振り」を協議する。)

西本教育長

石橋委員さんが和東中学校の告辞を、笠置中学校の告辞を西本が行います。次、委員のお出席の割振りをします。

(委員により「中学校卒業式のお出席の割振り」を協議する。)

西本教育長

確認します。和東中学校のお出席者は、大西委員、北口委員。笠置中学校のお出席者は、中井委員。よろしくお願ひします。

続きまして小学校です。去年は、笠置小学校の告辞、北口委員。和東小学校の告辞、石橋職務代理者。南山城小学校の告辞、西本でした。

(教育長と委員により「小学校卒業式のお出席の割振り」を協議する。)

西本教育長

確認します。笠置小学校の告辞、石橋職務代理者、お出席者なし。和東小学校の告辞、西本、お出席者は、大西委員。南山城小学校の告辞、中井委員、お出席者、北口委員。よろしくお願ひします。なお、入学式のお出席の割振りは、次回の教育委員会で決めます。

続きまして、7番から11番までは、生涯学習課長から報告します。

中嶋生涯学習課長

7番、第25回相楽「少年の主張」大会の結果についてです。平成30年2月18日の日曜日、午後1時半から笠置町産業振興会館で開催されました。相楽東部3町村から小学校の部、中学校の部の代表として選出された児童生徒が元気よく主張を発表していただきました。結果ですが、最優秀賞及び優秀賞については、木津川市の小中学校の児童生徒が受賞しております。

8番、和東町史編さん事業の進捗状況についてです。和東町史編さん協力員委嘱状及び登録証交付式ですが、去る2月20日の火曜日、午後3時半から、場所は、和東町体験交

流センターの会議室で行わせていただきました。委嘱状は連合長から、登録証は西本教育長から交付させていただきました。これにつきましては、先の教育委員会において議決いただきました協力員の要綱に基づいて募集しましたところ、9名の応募をいただきました。今後の応募者については、改めて交付する予定です。資料に9名の名簿が載っておりますので、ご参照ください。登録の委嘱状及び交付式の次第には、和東町史編さん資料取扱規則の説明となっておりますが、これは案として説明をさせていただいております。本日、後程、ご審議いただくことになっております。協力員には、各地域の本格的な調査、悉皆調査に入るため、地域をご存知の方、若しくは歴史に興味をお持ちの方に登録をさせていただいて、これから調査員若しくは編集委員の先生方の調査に関わって協力していただく形になっております。以上です。

9番、きらめき女性学講座（管外研修）の実施についてです。お手元の資料ですが、椿大神社の方に行く女性学講座で、「いちご一会の春休み」ということで、三重県鈴鹿市に行った後、いちご狩りという内容になっております。開催日は、3月22日の木曜日。和東町を出発しまして、順次、笠置町、南山城村を経由する計画となっております。参加費は、4,840円程度と考えております。申込期間につきましては、3月6日の火曜日から12日の月曜日までです。参加定員については、先着20名で、詳細については、後日参加者に連絡する予定です。以上です。

10番、ふるさと歴史講座です。「山城南部のお茶の歴史」ということで研修会を予定しております。実施日は、3月24日土曜日の午前10時からで、場所は、南山城村文化会館の研修室です。内容は、相楽東部3町村のお茶の歴史ということで、ご講演をいただく予定になっておまして、講演時間は、1時間程度ということです。講師は、山城郷土資料館資料課の田中淳一郎副主査にお願いしております。参加費は無料です。以上です。

11番、大人もWakuworK体験事業「100均グッズでDIY」の実施を考えております。3月27日火曜日の午前9時半から、場所は、笠置町中央公民館です。講師は、常元奨平さん。参加対象は、3町村に在住・在勤の18歳以上の方です。参加定員は、先着10名で、参加費用は、講習料、材料費込みで1,100円です。申込期間につきましては、3月12日の月曜日から20日の火曜日までです。以上です。

西本教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。7番の少年の主張大会を見ていただいた方、感想はどうでしたか。

石橋委員

相楽東部の子どもたちは、非常に真面目なプレゼンテーションでしたが、最優秀賞の石橋奈々さんは、色んな表情を作りながら、声の抑揚もあり、プレゼンテーション技術が違うというのが分かりました。良い悪いは別にしまして、技術の違いに差があると思えました。だから、こういう主張大会や弁論大会の時には、内容とそれから本人の気持ちというか、その強さとプレゼンテーション技術というか、訴える動きというのが必要かなという

ふうに感じました。

北口委員

どのような方が審査員ですか。

西本教育長

審査員は、各市町村の育成の役員さん、あと学校長も入っています。

北口委員

いきいきフェスタも文化のつどいもすごくお客さんが少ないです。去年よりも。南山城村はそんなことはないと思ったのですが、やっぱり少なかったです。同じ生涯学習課の管轄の行事は極力重ならないような形で。

西本教育長

南山城村の文化のつどいにやまなみ大学が入っています。だから午前中は、やまなみ大学の閉校式も兼ねているからかなりの人数になります。ところが午後になったら出演関係者だけというところです。それは笠置町でもいっしょです。いきいきフェスタ。これもさわやか会が兼ねています。それでまあまあ入ってもらっているのですが、やっぱり厳しいですね。

北口委員

厳しいですね。

中井委員

少年の主張大会は、大勢見に来られましたか。

西本教育長

さわやか会の講座を兼ねていますから、その関係者とあと家族です。

北口委員

土曜活用として3小学校一緒にしたらいいですね。

中井委員

中学校も組み込んで生徒たちも一緒に聞けたら一番いいですね。日程、無理ですか。

西本教育長

子どもたちが発表する機会ですから、一人でも二人でも多くの人に聞いてもらえるように、考えていきましょう。他、よろしいですか。諸般の報告は、以上です。

次、日程第5、「議案第34号、校長及び教頭の人事異動の内申について」を議題とし、「会議の非公開」についてお諮りします。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は、公開とする」と定められておりますが、同項ただし書きに、公開の例外として「賞罰や人事に関する事」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められています。本議案は、人事に関する事ですので、会議を非公開にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議無いとの声あり。)

西本教育長

ご異議がないようですので、「議案第34号、校長及び教頭の人事異動の内申について」は、ただ今から会議を非公開とします。

議案第34号、校長及び教頭の人事異動の内申について（非公開）

日程第6、「議案第35号、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第35号、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、上記議案を提出する。平成30年2月27日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が全部改正され、新小学校学習指導要領は平成32年4月1日から、新中学校学習指導要領は平成33年4月1日から施行されます。(小学校は平成30・31年度が移行期間となる。)改正により外国語教育については、小学校において、中学年で「外国語活動」が、高学年で「外国語科」が導入されることに伴い、また、道徳教育については、平成27年の一部改正により道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」として新たに位置づけられ、小学校では平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から実施されることに伴い、本規則の一部改正を行うものです。併せて、様式第1号の区分について学習指導要領に準じて改正を行うものです。

竹谷学校教育課長

議案の説明をさせていただきます。この度の改正は、小・中学校の学習指導要領が昨年、改訂されたことに伴うものです。新旧対照表をお開きください。規則の第5条中、教育課程の編成に関する項目の中で、「道徳」が「特別の教科 道徳」に、「外国語活動」が「外国語活動(小学校)」に改正されております。また、これに伴って年度初めに学校が作成します教育課程編成届の様式も変更することになります。以上です。

西本教育長

学習指導要領の変更によって、教科等のところを整理しましたので、この教育課程の編成届のところを見てもらったら、内容がよく分かるのではないかと思います。例えば、小学校の表のところを見てください。小学校の場合は、各教科が国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育。その次に「外国語」を加えました。学習指導要領では、正式には外国語です。外国語は、99.9パーセント英語をやっております。ただし、英語でなければならないということはないです。例えば、私学でしたらフランス語をやっているところがたまにあります。原則、外国語になっていますが、これは英語というふうに理解してください。ここまでが各教科です。各教科と並列して「特別の教科 道徳」が入ってきました。ここまでが教科です。外国語活動。これは小学校の3年と4年の外国語活動です。これは元々あります。総合的な学習の時間も元々あります。特活を領域ごとに整理しました。学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事。これがいわゆる特別活動です。中学校とどこが違うのかといいますと、いわゆる領域の外国語活動というのは、領域になりますから、これがないだけです。次のページをめくってもらいましたら、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保体、技術家庭、それと外国語。英語です。それから「特別の教科 道徳」。小学校は、次に領域の一つとして外国語活動という領域があったのですが、中学校は教科だけです。そういう整理をさせてもらっています。小学校の全面実施は、平成32年度からになります。平成30年度から移行に入りますので、実際には英語の授業が、今、英語活動で35時間やっているのですが、15時間足して英語科として50時間が入ってきます。だから連合は、50、50、それから平成32年度が70時間という形になります。中学校は1年遅れます。道徳の場合は、平成30年度から前倒しで全部実施になります。だから道徳科になります。「特別の教科 道徳」、これが正式な呼び方です。

これより質疑を行います。質問がありましたら挙手願います。特にございませんか。

これより採決します。

「議案第35号、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第35号は、承認されました。

日程第7、「議案第36号、相楽東部広域連合文化財補助金要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。議案の提出理由及び説明をお願いします。

竹谷教育次長

議案第36号、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱の一部を改正する要綱、上記議案を提出する。平成30年2月27日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。現行の制度に基づく指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、その価値が損なわれる恐れがある文化財を保護することができるよう、暫定的に

府の登録文化財としての登録をすることができる制度が創設されたこと、また、本要綱が連合設立前の和東町の文化財に対する補助金交付要綱を引き継いだものであり、対象が和東町の域内に存する文化財を対象としていたが、相楽東部広域連合管内の笠置町、南山城村の域内に存する文化財も同様に対応が必要な状況におかれていることから、連合管内の文化財の対象範囲を広げるため、所要の改正を行うものです。

中嶋生涯学習課長

補助金交付要綱の一部を改正する要綱を見ていただきたいと思います。第1条中「和東町内」を「笠置町、和東町及び南山城村の域内」に改める。第2条第2号中「指定登録」を「指定、登録」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号として、第2号の次に次の1号を加える。第3号、京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第2条の規定により登録されたもの。第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号として、第1号の次に次に1号を加える。第2号、府が補助事業として認定した事業。別表中の項目の部分を文中のとおりするということで、平成30年4月1日から施行するというようにしております。具体的な内容につきましては、新旧対照表を見ていただければと思います。別表ですが、要綱に基づいて補助率が2分の1という形でそれぞれの有形文化財の部分について修繕若しくは保存するためにかかる経費の国、府等で認められたものの事業費の残り、補助金をいただいた残りの分の2分の1という形で補助を連合からするというように、3町村の財政のご理解をいただきまして、高齢化が進み、地域の中で中々その文化財を維持していくことが難しくなっている状況にある文化財を、京都府と合わせて早期に登録しまして、そういったところで維持管理をするための支援をしていくといったところの補助の要綱になっております。続いて、お手元のカラー刷りの資料があると思いますので、見ていただければと思います。京都府の暫定文化財というのは、どういう制度なのかというのを簡単にご説明させていただきたいと思います。その中で国の指定文化財、これは重要文化財というものになります。その中に特に世界的に見ても国の価値があるものと言われているのが国宝の分類になるものでございます。基本的に国の指定されているものは重要文化財でございます。その指定されているもの以外のところで、京都府が指定・登録文化財としてそれぞれを指定ないし登録をしているというものでございます。京都府の指定文化財については、府にとって重要な価値のあるものということをしている文化財です。あと府の登録文化財については、府内の特定の地域にとって重要と認められるものを登録して、文化財の台帳に載せてというような形で登録しているものでございます。それ以外のもので既に一定の価値があって調査をしなければいけないといったところにあがっているものが、これまで順次登録なり府の指定の文化財として年に10件程度ですが、調査を進められて、詳細な報告が行われ、京都府の文化財審議会でも内容等の審査をされて府の指定、若しくは登録文化財として登録されてきたところです。年間10件余りということになりますので、京都府のそういった価値のあると認められている文化財は1,000以上あると聞いています。それを最低でも今年、平成29年、1年間で一定暫定登録にもって行きたいというのが京都府の意向で、先頃、新聞の方

でもほぼ1,000件を超えるような登録ができたということで、京都府知事からも発表があったところです。これについては将来的に調査をしたら国の指定や府の指定、登録文化財になる可能性がある、ある程度認められるということになります。詳細は調査が中々進まないということもございますので、そういったところで待っていますと、当然、所有者、お寺さんであったり、それぞれの檀家さんであったり、若しくは個人でお持ちのそういう文化財が、十分な管理が出来ない中で変質したり、例えば火事に遭ったり、災害に遭ったりする部分が出てきたりします。これが例えば震災とかでなくなった熊本であったり、そういったところの九州の例、若しくは東日本でもそういったことが問題になってきているというところで、京都府としてはそういったものを早期に仮登録するような形で登録をして、その所在を明らかにして、今後、支援をしていくための対象物として把握をするというのが、暫定登録文化財の目的でございます。これについても一定の補助の対象として補助要綱が整備されたところです。それに伴いまして、当然、地元の市町村の自治体がそういった形で合わせて文化財保護法等にも支援をするということが、支援しなければならないということが示されておりますので、今回それに合わせて相楽東部広域連合の管内にある文化財に対して京都府が補助の対象と、若しくは国が補助の対象としたような事業について、補助の申請をしていくと。当然、審査が通るわけですが、そういったところで審査が通った補助事業については、連合として補助していくというような要綱の内容になっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

西本教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

北口委員

要綱の第1条ですが、和東町内のままになっていたというのは、この補助金の連合条例も連合になった時に作られていますし、そこには笠置町も南山城村も入っていると思うのですが、要綱だけが単純に和東町内という文言になっていたということですか。

中嶋生涯学習課長

元々、補助金の交付要綱自体が和東町の補助金要綱で、笠置町、南山城村には、この補助金の要綱はございませんでしたので、連合設立の当初については、それぞれの財政の負担はそれぞれの町村の負担になりますので、基本的には、連合としての要綱の名前にはありませんが、和東町ということで限定された状況になっていたということです。

北口委員

文化財の保護条例というのは、各町村にあるものではないのですか。

中嶋生涯学習課長

補助金の要綱や条例はないです。

北口委員

要綱はないのですか。

中嶋生涯学習課長

はい。

北口委員

条例はあるのに交付要綱がないということですか。

中嶋生涯学習課長

文化財保護条例というのは、文化財に対する補助金交付要綱とは全く違うものです。条例は、あくまでも指定をして守らなあかんということだけであって、要は、それに対してどんな補助をすとかいうのは条例には書いてないです。

北口委員

だから要綱がないとあかんわけでしょ。

中嶋生涯学習課長

補助金を必ず交付するという形にはなっていないので、作らなくてもいい訳です。例えば、国も文化財保護法があって、それに対して一応支援をすというふうにはなっているのですが、それが施行規則や施行令とかに載っていなければ、そのまま支援だけということですよ。

北口委員

国等の補助だけで、各町村からの補助は前提にはなかったということですか。

中嶋生涯学習課長

そうです。

北口委員

笠置町も南山城村も。

大西委員

今まで笠置町も南山城村もそういう補助金は出してなかったということですか。

北口委員

連合になるまでは、今の話から行くと、笠置町や南山城村からの補助はなくて、国とか

府とかの補助だけで文化財保護をしていたということですか。そうしたら少なくとも連合になった9年間、その間に笠置町とか南山城村で、そういう国とか府から指定を受けたという事例はなかったのですか。

中嶋生涯学習課長

指定等は、いくつもございます。例えば、南山城村では重要文化財の指定も受けておりますし、笠置町でも京都府の指定を受けております。

北口委員

この9年間にあったということですか。

中嶋生涯学習課長

ありましたが、補助金を受けて、各町村がするという話はなかったということです。

北口委員

要綱がないからできないですね。

中嶋生涯学習課長

例えば、南山城村には修繕等が嵩む神社等がございます。そういったところで支援を欲しいということにはなっておりました。例をあげますと、要綱にはないのですが、南山城村では、維持をしていくための支援の補助金というものは、若干、毎年、神社の保存事業として交付をしています。

北口委員

明文化されていなかったということですか。

中嶋生涯学習課長

そうです。あと笠置町については全くなかったということです。連合としてもそういう支援をしていかないといけないという話にはなっていたのですが、当然、議会でも議論はございまして、その辺の支援の部分については、検討を進めるということでこれまでも進めてきたところです。ただ、やはり財政的な裏付けが中々、財政課とも協議が進んでこなかったというのが現実で、改正のところまで進んでこなかったということです。今回、京都府が、この色刷りの資料を見ていただいたら分かりますように、今まで無指定のものも含めて、更にエリアを広めてきました。地域の中でこれまで大事に思われていた文化財も含めて、今回、かなりの量が京都府の暫定登録の中に入ってくるような感じになっています。連合としても、文化財がどの程度の価値があるかというところの審査というのは中々、技術的な、いわゆる専門性の高いものですので、中々出来ないというところもありまして、それが京都府でかなり審査していかれる形になり、京都府の暫定登録文化財のかなりの量

の懸念されていた文化財が対象になってくるといったところもございます。そういったところも含めて、京都府がそこまで一步踏み込んできたので、合わせてそういう制度を作って、支援を、京都府も一つ財政的な部分でいただけるというところで、京都府のそのような状況になってきている中で各市町村の取組も、当然、文化財保護法、若しくは京都府の文化財保護条例において、一定、地方はそういったところを配慮して取り組まないといけないということも定められていますので、そういったところをもう一度財政等に話をしまして、この機会に整備をし直すということです。

北口委員

これからのことは分かるのですが、私がちょっと懸念したのは、この9年間に、国や府から指定とかを受けたという事例があった時に、この要綱の中に笠置町とか南山城村が文言に入っていたら、この連合の交付要綱を使って、南山城村なり笠置町に対して、連合として文化財の補助を出すことができた事例があったのではないかと、そこを知りたかったからです。だから、そうでなければ、なんかちょっと2町村が不利益を被ったのではないかなという、それはないですか。

中嶋生涯学習課長

当然、はっきりと申し上げますと不利益があったと思います。ただ、その登録とかそういったことがそうになっている訳ではなくて、登録の業務そのものは条例とかではなくて、いわゆる補助金として事業をするかしないかの話です。補助事業をやろうとすると、当然、国なり府の一定の基準、文化財を保護していくための基準に基づいて修復等を進めないといけない。当然、普通のやり方では補助金は対象になりません。やるとすると簡易な方法で修繕をされれば、文化財の指定も、場合によれば外されることにもなりますし、経費も普通の、これまで以上の、普通に一般的に大工さんにちょっとやってもらうというような修繕は当然できないということになりますので、当然、経費も嵩みます。そういった意味で、その事業をやる。いくら補助金が付いたとしても、残りはそれぞれの地域の所有者の負担になるので、それは完全に補助できるような状況ではないので、当然、負担は増えます。

北口委員

それはそうです。

中嶋生涯学習課長

先ほど言いましたように、当然、不利益があったとは思いますが、今後の話としてはそれが補助要綱の中ではいけませんけれども、ただ、この補助金を使うことが、例えば、指定文化財、逆に言えば、外してでも使わないで直したいという所有者の中にはおられるのも現実です。それを防ぎたいがために出来るだけエリアを広めて、今回、整備をしてちょっとでも支援をしたいというのが連合の思いですので、その部分については、これまでの話

ははっきり言ってそういったことがあるのも現実掴んでいます。それは仕方のないことですので、これから新たに要綱として進めていけたらなといったところです。

北口委員

もう済んだ、過ぎ去ったことですが、ちょっとその辺が残念やったかなと、これを見たときに率直に思いました。これからは府の方も暫定のこの規則ができたことで、前回のこの定例の会議でも担当課長から最後に説明を受けていますし、笠置町も南山城村も暫定の物件も何件か、今回登録していただいたみたいですので、これからいい方向に。

中嶋生涯学習課長

やっぱり各町村のスタンスだと思います。文化財を活かしていこうというところの、今まで文化財に補助金をとるのが余りにも意識がなかった。例えば、南山城村、一応ないことはないの、南山城村は、それなりに補助金を付けておりますので何とも言えないのですが、ただ、事業に適した補助金かどうかというような問題はあろうかと思えます。今は、例えば、和東町史の編さんの例もありますように、文化財を活かして地域をいかに活性化していくか。また、地域を活かすための文化財の次世代への引継ぎなんかをどうしていくのかといったところで、そういう地域起こしや観光事業といったところの部分に活用していこうという考え方も出てきております。そういったところで、一定文化財の修復に係る補助金の必要性を認めていただいたと思っています。その辺の状況が変わってきたことが、笠置町や南山城村でご理解いただいた部分かなと思っています。

北口委員

折角、連合になったのですし、私も何かにつけて機会あるごとに言ってきたかと思うのです。9年間という歳月が過ぎて、色んな規則とかを整理していくのは本当に大変なご苦労だったと思うのですが、これからは3町村、公平な目線で文化財の部分についても、町史なんかも含めてですが、平たい形で教育委員会として援助なりができたらいいいのかなと思っています。よろしくお願いします。

西本教育長

連合設立の時に、これが広域連合の交付要綱という形で整理された訳です。その時にそんな議論も当然出ていたでしょう。実際、その補助金は和東町が出して、笠置町や南山城村は出してなかった訳ですから。ただ、今も出ているように、9年間で、例えば、笠置町とか南山城村の方から、和東町は補助金を出しているけど、うちはないのかという話は今まであったのか。

中嶋生涯学習課長

事務的な部分ではありますが、やはり財政的な部分が付いてくる話なので、基本的には今まであるものをそのまま移行させるということです。要綱等には、連合という冠を付け

るが、いわゆる地域限定です。そういったものが幾つかまだ残っております。そういったことが、現実、そういう事務の流れで進んで来たのだらうと思います。

北口委員

法整備としては、連合になった以上、その辺は単純明快に3町村並べて、その交付要綱に書いといて、補助するかどうかは、要綱をきっちり整備しながら、実際の運用というか、交付決定するかどうかの段階の話じゃないかと思うのです。その拡充を。

中嶋生涯学習課長

その補助の部分は、まず各町村で納得してもらえてなかったもので、基本的には、その制度にならなかったのだと思っています。笠置町も南山城村も。

北口委員

その2町村が文化財に対する保護の姿勢が変わってきたということですね。前進ですよ。分かりました。

西本教育長

こうした課題は、連合になって出来るところから揃えていくという、これは原則です。ただ、まだまだそれぞれ町村の思いとか財政関係とか色んなところがありますから、全てを全部揃えていくというのは中々難しいところがあります。例えば、学校教育の中身、学習指導要領があるでしょう、これは南山城村であろうが笠置であろうが一緒ですが、社会教育関係は、まだそういうところが残っています。育成協もそうです。今の意見は、これから十分検討しながら今後とも考えていきたいと思っています。

北口委員

連合になったことで、3町村が後退するんじゃないくて、前に進むというのが色んなところで見えてきているような気がするので、そういう意味では、すごく連合になってよかったんじゃないかなと思います。反面、そのご苦勞が、連合の特殊性から3つ足並み揃えて進めるというのは中々難しいと、つくづく思います。

西本教育長

それでは採決します。

「議案第36号、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第36号は、承認されました。

日程8、「議案第37号、和東町史編さん資料取扱規則の制定について」を議題とします。議案の提出理由及び説明をお願いします。

竹谷教育次長

議案第37号、和東町史編さん資料取扱規則の制定について、上記議案を提出する。平成30年2月27日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。新しく和東町史を編さんするには、町の内外を問わず、和東地域に関わる歴史資料がないと執筆することができない。よりよい町史を作り、地域の歴史・文化を保存・継承していくためにも、当時の資料は欠かすことができない。歴史資料を広く収集するには、地域住民・各種団体などの協力が必要不可欠である。和東町史編さん室では、和東町に関わる歴史資料の寄贈、寄託及び借用を受けることになる。また、資料の貸出しや利用、閲覧の要望があると考えられるため、資料管理及び取扱について必要な事項を定め、地域住民や関係団体から信用を得られるよう本規則を制定するものです。

中嶋生涯学習課長

資料を事前配布させていただいておりますので、規則内容については、改めて読み上げはいたしませんので、ご了承ください。和東町史そのものの調査をする際に、地域住民の方若しくは団体等の方から資料をお借りする、若しくはいただいたりするようなことになろうかと思えます。その際に、その資料をしっかりと管理する、若しくはその資料の利用方法についても制限がかかる場合もございますので、そういったところをこの取扱規則に基づいて、しっかりと管理等をすることが趣旨でございます。いわゆる預かって資料をその辺に置いてあるということでは、当然、地域住民の方々からも自分たちの資料が本当にちゃんと使われているのか。若しくは、資料がちゃんと管理されているのか。その資料が無くなってしまうということがあってはならないことですので、そういったことを含めて管理するような取扱規則を制定するものです。よろしくご審議をいただきたいと思えます。

西本教育長

これより質疑を行います。質問がありましたら挙手願います。

大西委員

第1号様式、第2号様式の寄贈・寄託ですが、この期間は、常に年度末、3月31日までということですか。

中嶋生涯学習課長

そうです。

大西委員

途中では具合が悪いのですか。

中嶋生涯学習課長

基本的には、その寄贈・寄託の期間は、管理上の問題にあると思います。1年間としますと色々な資料が365日、常に更新の手続きをする必要がありますので、基本的には年度末処理をしたいというのが基本的な考え方です。例えば、年度始めの4月であれば、そこから3年間、年度途中であれば2年数か月。更新時期を合わせて処理をしていきたいと考えております。

北口委員

第2号様式は、2年間なりの寄託の場合でしたら、教育長の公印を押した文書を2年間きっちり保管しておいてもらって、一番下のところにハンコを押したのをこちらが回収するということですね。紛失した場合は。

中嶋生涯学習課長

紛失した場合は、再発行という形になろうかと思えます。資料受領書は、教育長の名前で発行させていただいて、それを例えば、返してほしいということを申し出された場合には、当然、お返しをすることになるのですが、その時に確かに返してもらったということで、必ず受領したということで、同じ様式の中で処理をするということになろうかと思えます。

北口委員

第3号様式ですが、教育長の公印の下に取扱者とありますが、これは個人の名前を書くのですか。これ誰が借りたかということをはっきりさせるためですか。

中嶋生涯学習課長

そうです。

北口委員

こんなところに書きますか。

中嶋生涯学習課長

例えば、きちっと管理をしていたはずの写真のネガを誰かにお貸しした後、貸出票を作っているのですが、返ってきているのか返ってきていないのか分からないという状況になったことがあります。物がなくなるというのは一番問題ですので、その取扱者がきちっと管理をするということで、そういう形をとっております。

北口委員

これは資料を貸してくれた方に教育委員会が借用書を渡すわけですね。そこに個人の名前を書くわけですね。誰が取扱者かをはっきりしておくということですね。

西本教育長

事務局は、他の市町村から資料を取り寄せながら、検討会議で検討しながら、関係規則等を作っています。これから、これで進めていって、不具合とかがあったら、また、修正する必要が出てきましたら、規則変更等について、教育委員会でお世話になってというところでいけたらなというふうに思います。他よろしいですか。

これより採決します。

「議案第37号、和東町史編さん資料取扱規則の制定について」、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第37号は、承認されました。

日程第9、その他です。1の諸報告①から⑧までは、事前に配布しております。何かお気づきの点等あれば出してください。④高山ダム駅伝ですが、南山城村にたくさんの方が来てくれるというのは本当に良いことだと思います。

次、2の次期定例教育委員会の開催日程について、事務局から説明願います。

竹谷教育次長

今回は、3月14日午後1時からということで、中学校の卒業式の日でございます。主な議案は、平成30年度の「連合の教育」の重点と例規の改正を2議案予定させていただいております。以上です。

西本教育長

次に、3のその他です。事務局から説明願います。

竹谷教育次長

この日、昨年同様ですが、教育委員会終了後に総合教育会議を開催される予定です。事務局は、連合の総務課になるのですが、3町村長が、この日程で調整されています。時間は、午後3時半からとしておりましたが、提出議案の関係で3時に変更をお願いいたします。なお、総合教育会議の協議事項の案ということで①②③をあげさせていただいております。①は、連合の教育に関する大綱についてです。②と③は、案ということです。昨年度、皆さんからこういった案件はどうかということで、ご提案いただきたいということをお願いしておりました。今回もそのように考えております。3月5日月曜日ぐらいまでに

ご連絡いただきたいと思います。(2)は、平成30年4月の定例教育委員会の日程でございます。4月2日の月曜日、午前9時45分から体験交流センター会議室で開催させていただきます。この日は、教育委員会会議の他に辞令交付式や教職員の離着任式などがございます。日程等は確定後、別途、教育委員の皆さんにご連絡する予定です。この日は、1日お世話になる予定です。よろしく願いいたします。以上です。

西本教育長

今、協議事項といってもすぐには出てこないと思いますので、こんなこと話し合ったらどうかというのがありましたら、事務局まで連絡していただけますか。

以上で、第11回定例教育委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

〈午後4時53分閉会〉

— 了 —